

あんしんマネージャーサービス利用規約

株式会社NTTドコモ

(規約の適用)

第1条 株式会社NTTドコモ(以下「当社」といいます)が提供するあんしんマネージャー(以下「本サービス」といいます)は、当社が別途定める5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款、専用回線等接続サービス契約約款(以下総称して「約款等」といいます)及び、この「あんしんマネージャーサービス利用規約」(以下「本規約」といいます)に定める条件に従って提供されます。なお、本規約は、約款等の一部を構成します。お客様が約款等に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

(規約の変更)

第2条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を変更することがあります。この場合、第26条に定める方法により公表又は通知(以下「公表等」といいます)するものとします。また、別段の定めのない限り、変更日より変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

(用語の定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

項番	用語	用語の意義
(1)	利用契約	本規約及び約款等に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
(2)	契約者	本サービスを利用するために利用契約を当社と締結する者をいいます。
(3)	5G サービス	当社が5G サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(4)	Xi サービス	当社が Xi サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(5)	FOMA サービス	当社が FOMA サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(6)	アクセスプレミアム	当社が専用回線等接続サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービス(第11種接続装置)をいいます。
(7)	回線契約	5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は FOMA サービス契約約款に基づく契約(5G サービス契約約款に規定するコースBに係るものを除きます。)をいいます。
(8)	代表管理者	契約者から本サービスの各機能を実行する権限を与えられた者であつ

		て、本サービス申込み時に当該管理グループの代表管理者として登録された者をいいます。
(9)	管理者	代表管理者及び契約者又は代表管理者から被管理回線の全部又は一部について本サービスの全部又は一部の機能を実行する権限を与えられた者をいいます。
(10)	管理者用画面	管理者が本サービスの各機能を実行するために使用する管理用 Web サイトをいいます。
(11)	端末利用者	被管理端末を利用する者(管理者である場合を含みます)をいいます。
(12)	代表管理者回線	本サービスを利用するために代表管理者が利用する、5G サービス、Xi サービス若しくは FOMA サービスに係る回線又はアクセスプレミアムに接続する回線をいいます。
(13)	被管理回線	本サービスにおいて管理者による管理の対象となる回線であって、5G サービス、Xi サービス又は FOMA サービスに係る回線又はアクセスプレミアムに接続する回線をいいます。
(14)	被管理端末	被管理回線が接続された端末(本サービスの対象端末として当社が別途指定する端末に限ります)をいいます。
(15)	i モードケータイ	被管理端末のうち、i モード機能に対応した端末をいいます。
(16)	iOS デバイス	被管理端末のうち、iOS、iPadOS を搭載した端末をいいます。
(17)	Android デバイス	被管理端末のうち、Android OS を搭載した端末をいいます。
(18)	Windows デバイス	被管理端末のうち、Windows OS を搭載した端末をいいます。
(19)	sp モードケータイ	被管理端末のうち、sp モード機能に対応した端末であって、当社が別途指定するものをいいます。
(20)	iモード機能	当社が別途、「iモードご利用規則」に規定する i モードをいいます。
(21)	spモード機能	当社が別途、「spモードご利用規則」に規定する sp モードをいいます。
(22)	mopera U 機能	当社が別途、「mopera U ご利用規則」に規定する mopera U サービスをいいます。
(23)	ビジネスmoperaインターネット	当社が別途、「ビジネス mopera インターネット ご利用規則」に定めるものをいいます。
(24)	操作マニュアル	契約者に対し、当社が別途提供する、本サービスの各機能の内容及び各機能を利用するための条件、操作手順等を定めた「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」をいいます(本規約と操作マニュアルを併せ、以下「本規約等」といいます)。
(25)	あんしんマネージャーアプリ	本サービスを使用するために、被管理端末のうち iOS デバイス、Android デバイス、sp モードケータイ(以下「アプリ対象端末」といいます)にインストールする当社所定のアプリケーションをいいます。
(26)	Zero-touch Enrollment	Google LLC が提供する、企業が管理する Android デバイスを設定するための機能をいいます。

(本サービスの内容)

- 第4条 本サービスは、契約者に対し、管理者が管理者用画面から当社設備を通して、被管理回線及び被管理端末の管理や、被管理回線の設定及び被管理端末の機能を遠隔で制御する機能等を提供するサービスです。本サービスにおける利用開始方法や各機能の内容等詳細は、「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」に定めるものとします。なお、本規約の定めと、「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」の定めが抵触する場合、本規約の定めが優先するものとします。
- 2 本サービス提供機能は、当社のウェブサイト
<https://www.nttdocomo.co.jp/biz/service/anshin_manager/>に掲載します。
 - 3 本サービスの提供種別は、タイプ A (i モード機能の提供をうける被管理端末であり、i モードケータイ)、タイプ B (sp モード機能、mopera U、又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受ける被管理端末であり、Android デバイス、iOS デバイス)、タイプ C (i モード機能、sp モード機能、mopera U 機能又はビジネス mopera インターネット機能の提供を受ける被管理端末であり Windows デバイス)、及びタイプ D (sp モード機能の提供を受ける被管理端末であり、タイプ A、タイプ B ではない sp モードケータイ)とする。なお、被管理端末のサービス提供可否については、ウェブサイト等で別途指定する端末に限ります。
 - 4 タイプ A を利用している者は、当社のウェブサイトで定める、「おまかせロック機能」、「i モード通信履歴閲覧機能」、「ドコモ接続設定機能」、「電話帳設定機能」、「ブラウザ利用制限機能」、「一斉同報機能」、「遠隔初期化機能」又は「遠隔カスタマイズ機能」を利用することができます。
 - 5 タイプ B を利用している者は、当社のウェブサイトで定める「端末ロック設定機能」、「ドコモ接続設定機能」、「電話帳設定機能」、「ブラウザ利用制限機能」、「一斉同報機能」、「遠隔初期化機能」、「遠隔カスタマイズ機能」又は「位置情報探索機能」を利用することができます。
 - 6 タイプ C を利用している者は、当社のウェブサイトで定める「端末ロック設定機能」、「ドコモ接続設定機能」、「ブラウザ利用制限機能」、「遠隔初期化機能」、「遠隔カスタマイズ機能」又は「位置情報探索機能」を利用することができます。
 - 7 タイプ D を利用している者は、当社のウェブサイトで定める「おまかせロック設定機能」、「ドコモ接続設定機能」、「電話帳設定機能」、「ブラウザ利用制限機能」、「遠隔初期化機能」、「遠隔カスタマイズ機能」又は「位置情報探索機能」を利用することができます。
 - 8 タイプ B、タイプ C 又はタイプ D を利用している者は、当社のウェブサイトで定める「閉域接続機能」を利用することが出来ます。なお、利用に当たっては、本サービスおよびアクセスプレミアムの契約が必要となります。ただし、アクセスプレミアムの付加機能(専用回線等接続サービス契約約款に規定する代表機能及びアシスト情報送信機能を除きます。)の提供を受けているときは、利用することができません。また、「閉域接続機能」を利用している契約者は、「ドコモ接続設定機能」及び「ブラウザ利用制限機能」を利用できません。
 - 9 当社は、「遠隔初期化機能」又は「遠隔カスタマイズ機能」によって生じた端末情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他の損害について、その責任を負わないものとします。

(本サービスの提供区域)

- 第5条 本サービスの提供区域は、日本国内の 5G サービス、Xi サービス、FOMA サービス及びアクセスプレミ

アの提供区域とします。ただし、提供区域内であっても、電波状況等により通信できないことがあります。また、国際ローミングサービス利用中は一部の機能に限りご利用いただけます。

(本サービスの利用条件)

第6条 本サービスの利用条件は、次の各号のとおりとします。

- (1) 代表管理者回線に接続する端末が SMS 対応機種であること。
- (2) 管理者が、当社が定める「d アカウント規約」若しくは「ビジネス d アカウント規約」(以下これらを総称して「d アカウント規約」といいます)に基づき発行されるドコモ回線 d アカウント又はキャリアフリー d アカウント若しくはドコモ回線ビジネス d アカウント又はキャリアフリービジネス d アカウント(以下これらを総称して「d アカウント」といいます)及びパスワードを取得していること。
- (3) 被管理回線において、i モード機能、sp モード機能、ビジネス mopera インターネット機能(URL 制限タイプに限ります。)、mopera U 機能(mopera U ご利用規則に規定する U スタンダードプラン又はシンプルプランに限ります。)のいずれかの提供を受けていること。ただし、アクセスプレミアムで本サービスを利用する場合を除きます。
- (4) 被管理回線は、最大 50,000 回線までであること。
- (5) 本サービスの利用にあたり、端末利用者より、第 13 条(端末利用者からの同意)に定める同意を取得していること。
- (6) 操作マニュアルに定める動作環境を満たしていること。
- (7) 管理者用画面にアクセス可能なインターネット接続回線の契約があること。

(本サービスを利用するために必要な通信機器等)

第7条 本サービスを利用するために管理者が使用する通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器は、契約者の費用と責任において準備するものとします。

(利用の申込)

第8条 利用契約の申込をする場合は、約款等及び本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の方法により、当社に申込を行うものとします。

- 2 前項の場合において、利用契約の申込をする者は、当社が利用申込書の記載内容を確認するための書類を提出するものとします。

(申込の承諾等)

第9条 当社は、前条に基づく申込があったときは、当社の判断でこれを承諾するものとします。なお、当社の承諾をもって、利用契約の申込を行った者と当社との間で利用契約が成立するものとします。

- 2 前項において、利用契約の申込を当社が承諾し、利用契約が成立した日を利用開始日とします。

(申込の拒絶)

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上又は業務の遂行上支障があると当社が判断したとき。

- (2) 当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 利用申込書に虚偽の記載があると当社が判断したとき。
 - (4) 利用契約の申込をする者が本規約に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 利用契約の申込をする者について、過去に不正利用等により利用契約の解除又は本サービスの利用の停止があったとき。
 - (6) 第6条(本サービスの利用条件)を満たさないとき。
 - (7) その他当社が不相当と判断したとき。
- 2 当社は、本サービスの申込を承諾した場合であっても、その後当該条件を満たさないことが判明した場合、本サービスの提供を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

(変更通知)

第11条 契約者は、その氏名・名称、住所、電話番号その他本サービスの利用申込書の記載内容に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法により通知するものとします。

- 2 前項の場合において、契約者は、当社が通知内容を確認するための書類を提出するものとします。
- 3 当社は、契約者が本条第1項の通知を怠ったことにより、通知の不到達その他の事由により契約者等が損害を被った場合であっても、当社の故意又は過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(利用期間)

第12条 本サービスの利用期間は第9条(申込の承諾等)第2項に定める本サービスの利用開始日から、利用契約が終了(解約、解除の場合を含み、以下同じとします)するまでの期間とします。

(端末利用者からの同意)

第13条 契約者は、前条において被管理回線の登録を行う際、当該被管理回線の管理に用いる機能に応じ、別紙に定める事項(「Workspace ONE」機能を利用して登録する場合には別紙1及び別紙2に定める事項について、それ以外の場合には別紙1に定める事項とし、以下それぞれを「本同意事項」といいます)について、当該被管理回線にかかる被管理端末の利用者から同意を取得しなければならないものとします(被管理端末の利用者が未成年等である場合には、その法定代理人からも同意を取得しなければならないものとし、本項において以下同じとします)。端末利用者から同意を取得できない場合、当該被管理回線において本サービスの機能を利用することができません。なお、契約者は、本同意事項が変更された場合は、変更後の本同意事項について、端末利用者から同意を取得するものとします。

- 2 本サービスの利用に関し、契約者と端末利用者その他の者との間で問い合わせ、損害、紛争が発生した場合は、契約者が自己の費用と責任により当該紛争等処理、解決するものとし、当社は当該紛争等が当社の故意又は過失による場合を除き、責任を負わないものとします。また、契約者による本サービスの利用に関して第三者と当社との間で紛争等が発生し、当社に損害が生じたときは、契約者は当該紛争等が当社の故意又は過失による場合を除き、その損害を賠償しなければならないものとします。

(被管理回線の登録及び変更)

第 14 条 契約者は、本サービスにおける被管理回線とすることを希望する電話番号の登録申込(被管理回線からの削除その他の変更の申込を含みます。以下「被管理回線登録申込」といいます)をする場合は、当社所定の方法により、当社に申込を行うものとします。

- 2 前項の場合において、契約者は、当社が登録申込書の記載内容を確認するための書類を提出するものとします。
- 3 当社は、本条第 1 項に基づく申込があったときは、当社の判断でこれを承諾するものとします。
- 4 第 10 条(申込の拒絶)の規定は、被管理回線登録申込の拒絶について準用します。この場合において、同条に「利用契約の申込」とあるのは「被管理回線登録の申込」と、「利用申込書」とあるのは「登録申込書」と読み替えるものとします。

(あんしんマネージャーアプリ)

第 15 条 契約者は、本サービスを利用する目的で、かつ本規約等で認める方法においてのみあんしんマネージャーアプリをアプリ対象端末にインストールし、使用することができるものとします。

- 2 あんしんマネージャーアプリに係る知的財産権は、当社又は第三者に帰属します。本規約に基づく契約者へのあんしんマネージャーアプリの使用許諾は、契約者に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。
- 3 契約者は、当社からあんしんマネージャーアプリの更新について通知を受けたときは、当社の指定する期日までに、契約者の費用と責任により、全てのアプリ対象端末のあんしんマネージャーアプリの更新を行わなければならないものとします。なお、この場合においても、利用契約に基づく契約者の責任は何ら免除又は軽減されるものではありません。
- 4 契約者は、特定の端末を被管理端末から除外する場合は、当社が定める「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」に従い、契約者の費用と責任により直ちに当該端末からあんしんマネージャーアプリを消去しなければならないものとします。
- 5 契約者は、理由の如何を問わず利用契約が終了したときは、当社が定める「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」に従い、契約者の費用と責任により直ちに全てのあんしんマネージャーアプリを消去しなければならないものとします。
- 6 当社は、あんしんマネージャーアプリに本規約の定めと適合しない部分(以下「契約不適合」という)が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、本規約に定める方法により、契約者に対し契約不適合がある旨を通知するとともに、契約不適合のないあんしんマネージャーアプリを提供し、又は当該契約不適合を修補すべく努めるものとしますが、その実現を保証するものではありません。当社があんしんマネージャーアプリの修補を行った場合、契約者は、あんしんマネージャーアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、あんしんマネージャーアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。
- 7 契約者は、あんしんマネージャーアプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関連する法令等(以下「輸出入関連法規」といいます)の適用を受ける場合には、当該輸出入関連法規を遵守するものとします。契約者は、本項の定め違反した行為により生じる問題について、契約者の費用と責任でこれを解決するものとします。

(本サービスの利用料金等)

第 16 条 本サービスの利用料金(以下「本サービス利用料」といいます)は、以下に定めるものとします。ただし、一回線契約につき初めて締結された利用契約に限り、第 9 条(申込の承諾等)第 2 項に定める利用開始日当日から起算して 31 日間、本サービス利用料を無料とします。

番号	種別	プラン名称	課金単位	月額料金 (税込)
(1)	タイプ A	あんしんマネージャー基本プラン(i モード)	1 回線ごとに	275 円
(2)	タイプ B	あんしんマネージャー基本プラン(スマホ)	1 回線ごとに	275 円
(3)	タイプ C	あんしんマネージャー基本プラン(Windows)	1 回線ごとに	440 円
(4)	タイプ D	あんしんマネージャー基本プラン(sp モード)	1 回線ごとに	275 円
(5)	—	あんしんマネージャー閉域接続オプション	1 回線ごとに	110 円

- 2 前項本文の定めにかかわらず、契約者が一つの回線契約についてタイプ A、タイプ B 又はタイプ D、「デバイス設定サポート月額 220 円(税込)」及び「モバイル管理シンプル月額 330 円(税込)」の全てを契約している場合、「ビジネスサポートパック フルプラン」が適用されるものとします(以下、本条件を「フルプラン適用条件」といいます。フルプラン適用条件を満たしている期間(フルプラン適用条件を満たさなくなった日は除く)に限り、各サービスの利用料金の合計額から月額 275 円(税込)相当額を自動的に減額します。また、契約者が一つの回線契約についてタイプ A、タイプ B、タイプ C 又はタイプ D 及び「紛失サポート for あんマネ月額 110 円(税込)」を契約している場合、「ビジネスサポートパック ライトプラン」が適用されるものとします(以下、本条件を「ライトプラン適用条件」といい、「フルプラン適用条件」と総称して「本適用条件」といいます)。ライトプラン適用条件を満たしている期間(ライトプラン適用条件を満たさなくなった日は除く)に限り、各サービスの利用料金の合計額から月額 55 円(税込)相当額を自動的に減額します。

本サービス利用料は提供条件書「ハーフティ割引」に規定する各種サービスの月額使用料割引の対象外となります。

- 3 本条第 1 項ただし書きに定める期間に加え、本適用条件を初めて満たすこととなった場合、その状態が継続している期間に限り、本適用条件を初めて満たした日から起算して 31 日間、本サービス利用料を無料とします。
- 4 本サービス利用料は、各月の契約有効日数及び無料又は減額の適用期間に応じて日割します。ただし、利用契約の契約日当日は日割計算する際、各期間に含めて算定するものとします。また、利用契約の契約日に利用契約が終了した場合を除き、終了日は当該契約有効日数から除外して算定します。
- 5 契約者は、本サービス利用料を、これに加算される消費税(地方消費税を含みます。)相当額とともに、5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款又は FOMA サービス契約約款に基づく料金(以下総称して「5G/Xi/FOMA 料金」といいます。)と併せて支払うものとします。なお、本サービス利用料の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G/Xi/FOMA 料金に係る約款等の定めを準用するものとします。

- 6 契約者は、本サービス利用料その他の当社に対する債務(延滞利息を除きます。)についてその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として第5項に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。
- 7 当社は、本サービス利用料その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 8 5G サービス、Xi サービス又は FOMA サービスを契約しているお客さまは、当社が本サービス利用料その他の契約者に対する債権を当社が指定する第三者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。
- 9 契約者は、本規約第 21 条、第 22 に定める、本サービスの全部又は一部の提供中止又は停止があった場合等であっても、本サービス利用料を当社に対して支払うものとします。また、当社は、約款等に定める場合を除き、契約者から既に支払われた本サービス利用料を返還することはありません。

(情報の管理)

- 第 17 条 契約者は、本サービスを利用することにより取得した端末利用者その他の第三者に関する一切の情報並びに管理者用画面に登録され又は管理者用画面より入手した一切の情報を複製若しくは出力した媒体を、契約者の責任と費用により厳重に管理するものとします。当社は、当該情報又は媒体の紛失等により端末利用者その他第三者に損害が生じたとしてもその責任を負わないものとします。
- 2 当社は、契約者が Zero-touch Enrollment を使用する場合は、被管理端末の初期設定等を行う目的で契約者に関する次の各号の Google LLC に対して提供いたします。
 - (1)契約者の名称
 - (2)連絡先メールアドレス
 - (3)連絡先電話番号

(ID 及びパスワードの管理)

- 第 18 条 契約者は、d アカウント及びパスワード、操作マニュアルに定める方法によって払い出されるワンタイムパスワードを、善良なる管理者の注意義務をもって管理し、当社の承諾なく第三者に開示し、利用させ、又は貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
- 2 d アカウント及びパスワードの利用条件は、d アカウント規約に定めるところによります。

(バックアップ)

- 第 19 条 契約者は、必要に応じて自らの責任と費用により管理者用画面に登録した情報のバックアップその他の措置を講じるものとし、管理者用画面に登録された情報が何らかの事情により利用できなくなった場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

(禁止事項)

- 第 20 条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならず、また、管理者又は端末

利用者にさせてはならないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込時の登録又は通知事項につき、虚偽の事実を当社に届け出る行為。
- (2) 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- (3) 当社又は第三者の著作権その他の権利、財産、プライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為。
- (5) 当社設備に不正にアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスを利用不能にすること、その他本サービスの提供及びその運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為。
- (6) 本サービス対象端末以外の端末が接続された回線を被管理回線として登録し、又は登録し続ける行為。
- (7) 端末利用者から同意を取得することなく当該端末利用者の端末を被管理回線として登録し、又は登録し続ける行為。
- (8) 管理者以外の第三者に、操作マニュアルに定める管理者機能を利用させる行為。
- (9) 被管理端末を第三者に貸与、譲渡等し、又は使用させる行為。
- (10) アプリ対象端末以外にあんしんマネージャーアプリをインストールし、又はあんしんマネージャーアプリを本規約等で認める以外の方法により使用する行為。
- (11) あんしんマネージャーアプリを改変し、リバースエンジニアリング(主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します)、逆コンパイル、逆アセンブル等を行う行為。
- (12) あんしんマネージャーアプリの全部又は一部を複製する行為。
- (13) あんしんマネージャーアプリの全部又は一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含みます)若しくは利用許諾を行う、又はその他処分をする行為。
- (14) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそのおそれのある行為。
- (15) その他法令又は約款等又は本規約に違反する行為又は違反するおそれのある行為。
- (16) その他当社が不適切と判断する行為。

(本サービスの提供中止)

第 21 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 本サービスに係るシステムの保守・点検を行う場合。
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合。
 - (3) 本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合。
 - (4) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合、その旨を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 当社は、本条第 1 項に基づく中止によって生じた損害については、その責任を負わないものとします。

(本サービスの停止)

第 22 条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 第 20 条(禁止事項)各号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 当社が定める支払期日を経過してもなお本サービスの利用料金又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務を支払わないとき(支払期日を経過した後、金融機関等において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます)。
 - (3) 当社に対して虚偽の届出又は通知をしたとき。
 - (4) 第三者の本サービス利用に支障を与える又はそのおそれがある行為があったとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上支障があると当社が判断したとき。
- 2 当社は契約者に対し、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合は、事前にその理由、停止日及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
 - 3 当社は、本条第 1 項に基づく中止によって生じた損害については、その責任を負わないものとします。

(本サービスの変更、追加、廃止)

第 23 条 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。また、第 26 条(通知)に定める方法に従い 1 ヶ月以上の予告期間において本サービスの全部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって利用契約は終了するものとします。

- 2 本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社はあらかじめその変更、追加又は廃止の内容について契約者に通知するものとします。
- 3 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者及び端末利用者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

(契約者が行う利用契約の解約)

第 24 条 契約者が利用契約の解約を希望する場合は、当社所定の方法により当社指定窓口にて申込を行うことで、利用契約の解約ができるものとします。なお、解約日は、当社が契約者からの申込を承諾した日とします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 25 条 当社は、契約者が次の各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、事前の通知又は催告をすることなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- (2) 第 20 条(禁止事項)に違反したとき。
- (3) 約款等又は本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 本規約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

- (5) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- (6) 端末利用者が本規約又は別紙に定める事項に違反したとき。
- (7) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき。
- (8) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

(公表又は通知)

第 26 条 当社から契約者に対する公表等については、本規約に別段の規定がない限り、当社ホームページへの掲載、又はその他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

- 2 当社から契約者に対する公表等は、特に他に指定する場合を除いて、当社が前項に基づき公表等を実施した日に効力を生じるものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 27 条 当社は、本サービスの提供にあたり申込者及び契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

(非保証)

第 28 条 当社は、本サービスにおいて、被管理端末が適時に又は確実に制御されることを保証するものではありません。

- 2 前項の規定によるほか、当社は本サービス及びあんしんマネージャーアプリその他本サービスを構成するものについて、その正確性、合目的性、第三者の権利の非侵害性等を含め、明示又は黙示を問わずその保証をするものではありません。

(権利義務譲渡等の禁止)

第 29 条 契約者は、利用契約に基づく権利又は本サービスを通じて生じた契約者の権利若しくは義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

(損害賠償)

第 30 条 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、約款等に定めるところに従います。

- 2 前項の場合以外の場合において、当社が契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社が契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害(逸失利益を除きます)に限られるものとし、かつ、本規約に定める本サービスの 1 か月分の料金額(契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします)を上限とします。ただし、当社の故意又は重過失による損害についてはこの限りではありません。

(分離性)

第 31 条 本規約等のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は継続して完全な効

力を有するものとします。

(残存条項)

第 32 条 本契約が終了した場合であっても、第 27 条から第 31 条及び第 33 条の規定は、なお有効にその効力を有するものとします。

(準拠法)

第 33 条 本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

(合意管轄)

第 34 条 本規約等又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(制定)

(施行日)

第 1 条 本規約は平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(経過規定)

第 2 条 平成 28 年 3 月末日時点において、同時点で適用される本規約第 9 条に基づき契約者が端末利用者からすでに適切に同意を取得している場合であって、利用する機能に変更がないときは、平成 28 年 4 月 1 日付の本規約の変更に伴う当該端末利用者から再度の同意の取得は要しないものとします。

附則(令和 3 年 5 月 13 日)

第 1 条 この改定規約は、令和 3 年 5 月 13 日から実施します。

第 2 条 本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、当社が別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。

附則(令和 3 年 9 月 16 日)

この改定規約は、令和 3 年 9 月 16 日から実施します。

以上

あんしんマネージャー 同意事項

第 1 章 はじめに

ご利用中の携帯電話回線(以下「本回線」といいます)を、株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が提供する「あんしんマネージャー」サービス(以下「本サービス」といいます)の管理対象として登録するにあたっては、必ず事前に以下に定める事項(以下「本同意事項」といいます)を端末利用者に同意いただく必要があります。本同意事項に同意いただけない場合は、本回線を本サービスの管理対象として登録することができません。なお、特段の定めがない限り、本同意事項中の用語の定義は、「あんしんマネージャーサービス利用規約」で定めるものと同一とします。

第 2 章 定義

本同意事項中で使用する用語の意義については、以下に定めるとおりとします。

順番	用語	用語の意義
(1)	利用契約	ドコモが定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款、FOMA サービス契約約款、専用回線等接続サービス契約約款(以下総称して「約款」といいます)及びあんしんマネージャーサービス利用規約に基づく本サービスの利用に関する契約をいいます。
(2)	契約者	本サービスを利用するために利用契約をドコモと締結する者をいいます。
(3)	5G サービス	ドコモが 5G サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(4)	Xi サービス	ドコモが Xi サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(5)	FOMA サービス	ドコモが FOMA サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービスをいいます。
(6)	アクセスプレミアム	ドコモが専用回線等接続サービス契約約款に基づき提供する電気通信サービス(第 11 種接続装置)をいいます。
(7)	代表管理者	契約者から本サービスの各機能を実行する権限を与えられた者であって、本サービス申込み時に管理グループの代表管理者として登録された者をいいます。
(8)	管理者	代表管理者及び契約者又は代表管理者から被管理回線の全部又は一部について本サービスの全部又は一部の機能を実行する権限を与えられた者をいいます。
(9)	管理者用画面	管理者が本サービスの各機能を実行するために使用する管理用 Web サイトをいいます。
(10)	端末利用者	被管理端末を利用する者(管理者である場合を含みます)をいいます。
(11)	被管理回線	本サービスにおいて管理者による管理の対象となる回線であって、5G サービス

		ビス、Xi サービス若しくは FOMA サービスに係る回線又はアクセスプレミアムに接続する回線をいいます。
(12)	被管理端末	被管理回線が接続された端末(本サービスの対象端末としてドコモが別途指定する端末に限ります)をいいます。
(13)	i モードケータイ	被管理端末のうち、ドコモが提供する i モードサービスに対応した端末をいいます。
(14)	iOS デバイス	被管理端末のうち、iOS、iPadOS を搭載した端末をいいます。
(15)	Android デバイス	被管理端末のうち、Android OS を搭載したスマートフォン及びタブレット端末をいいます。
(16)	Windows デバイス	被管理端末のうち、Windows OS を搭載した端末をいいます。
(17)	sp モードケータイ	被管理端末のうち、ドコモが提供する sp モードサービスに対応した端末であって、ドコモが別途指定するものをいいます。
(18)	操作マニュアル	契約者に対し、ドコモが別途提供する、本サービスの各機能の内容及び各機能を利用するための条件、操作手順等を定めた「あんしんマネージャー Workspace ONE 操作マニュアル」をいいます。
(19)	あんしんマネージャーアプリ	端末利用者が iOS デバイス、Android デバイス及び sp モードケータイで本サービスの全部又は一部を利用するために必要となる、当社所定のアプリケーション(以下、本アプリ)をいいます。
(20)	Zero-touch Enrollment	Google LLC が提供する、企業が管理する Android デバイスを設定するための機能をいいます。
(21)	Apple Business Manager	Apple Inc.が提供する、管理者がデバイス設定を構成し、アカウントを作成してアプリ等を購入・配布することができるウェブベースの IT 管理ツールをいいます。

第 3 章 登録等

本サービスを利用するにあたり、端末利用者は、端末製造番号の登録やあんしんマネージャーアプリ又は本サービスに必要な構成プロファイルのインストール等被管理端末の種類に応じた設定を行う必要があります。なお、本サービスに登録された端末製造番号と被管理端末の端末製造番号が一致しない場合、管理者が端末利用者に対しメール等で通知する場合があります。

第 4 章 留意事項

4.1 管理者の操作による、被管理端末上の操作への影響について

- (1) 管理者が被管理端末に対しロックを実行すると、iモードケータイにおいては音声／テレビ電話の着信に対する応答と電源 ON/OFF の操作を除き、被管理端末の全ての操作がロックされ、その他の端末においてはパスワード付き画面ロック状態になります。
- (2) 管理者が被管理回線に対し利用中断を実行すると、被管理回線では通信ができなくなります。
- (3) 管理者が被管理回線に対してブラウザ利用制限を有効にした場合、端末利用者は、管理者が指定した

Web サイト(ドコモが別途指定するサイトを除きます)以外のサイトを閲覧できなくなります。なお、この場合、管理者が指定した以外の Web サイトに接続するアプリケーションも動作しなくなります。

- (4) 管理者が被管理端末に対してデバイス機能の制限を実行し又は設定を変更すると、端末利用者の設定にかかわらず、管理者が指定した被管理端末の機能が制限され又は機能の設定が反映されます。この場合、端末利用者は、管理者によってなされた機能制限や設定を被管理端末から変更することはできません。
- (5) 管理者が被管理回線にかかる i モード/sp モードパスワードや i モードメール、ドコモメール/sp モードメールのメールアドレス及びメールオプションにおける設定等を変更した場合であっても、端末利用者には通知されません。また、管理者が iOS デバイスではドコモメール/sp モードメールのメールアドレス変更を行った場合、被管理端末でドコモメール/sp モードメールの構成プロファイルを再インストールする必要があります。端末利用者は、管理者がこれらの操作を行った場合には管理者まで変更の有無のご確認をお願いいたします。

4.2 管理者の操作による、被管理端末上のデータ等の消失について

- (1) 管理者が被管理端末の初期化を実行すると、被管理端末(一部、ドコモ UIM カード/ドコモ miniUIM カード/ドコモ nanoUIM カード及び SD カード等の外部メモリを含みます)に登録されているデータや設定情報が削除されます。この場合、削除されたデータや設定情報は復元できませんので、端末利用者ご自身でバックアップ等の適切な処置を講じてください。
- (2) 管理者が Zero-touch Enrollment 及び Apple Business Manager を利用し管理している被管理端末を初期化した場合は、あらかじめ管理者が指定した内容(以下「初期設定内容」といいます)の設定が行われます。したがって、第三者が被管理端末を拾得して初期化を行った場合にも自動的に初期設定内容の設定が行われるため、当該第三者が契約者又は端末利用者の情報を閲覧等できる可能性があります。
- (3) 管理者が被管理端末に対して電話帳データの配信を行った場合、sp モードケータイ及び iPhone では電話帳データが上書きされ、配信前の情報が消去される場合があります。また、管理者が被管理端末の電話帳データの削除を行った場合、iモードケータイでは電話帳データが全て削除され、復元できなくなります。端末利用者ご自身でバックアップの保存等適切な処置を講じてください。
- (4) 管理者が被管理端末に対してアプリケーションのアンインストールを実行した場合、アプリケーション上に保存されていたデータは消去されます。

4.3 端末情報の取得等について

被管理端末において、以下の端末情報及び設定情報が、随時本サービスのシステムへ送信されます。

(1)「Workspace ONE」機能を利用して登録した場合

デバイス名、OS バージョン、シリアル番号、端末製造番号(IMEI)、IP アドレス、MAC アドレス、電源(バッテリー)状態、物理メモリ状態、ストレージ情報、ローミング状態、セルラーデータ使用量、パスワード設定情報(設定有無、ポリシー順守状況)、インストール済アプリケーション情報(アプリケーション名、識別子、バージョン、アプリサイズ)

(2)(1)以外の場合

インストール済みアプリケーション、端末識別番号(IMEI)、Android ID、端末稼働時間、メモリ状態、SDK

Ver(ソフトウェア開発キットバージョン情報)、ファームウェア Ver(プラットフォームソフトウェアバージョン情報)、機種名(モデル番号)、Wi-Fi 利用状態(ON/OFF)、Bluetooth 利用状態(ON/OFF)、GPS 位置情報(遠隔初期化実行時のみ)、自動ロック設定(ON/OFF)、パスワードポリシー設定(ON/OFF)、遠隔初期化開始日時、遠隔初期化失敗日時、デバイス管理者設定(ON/OFF)、本アプリインストール開始日時、ローミング設定(ON/OFF)

第5章 あんしんマネージャーアプリ

5.1 総則

- (1) 端末利用者は、本サービスを利用いただく目的(以下「本目的」といいます)の範囲内で、本サービスの利用規約(以下「利用規約」といいます)及び操作マニュアルに定める条件に従い、本アプリを本サービスの管理対象としようとする端末にインストールし、使用することができるものとします。
- (2) 本アプリに係る知的財産権は、ドコモ又は第三者に帰属します。本章の規定に基づく端末利用者への本アプリの使用許諾は、端末利用者に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

5.2 遵守事項

端末利用者は、以下の事項について遵守しなければならないものとします。

- (1) 本目的以外に本アプリを使用せず、また、本アプリの一部のみをインストールし、又は使用してはいけません。
- (2) 本アプリを改変し、リバースエンジニアリング(主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します)、逆コンパイル、逆アセンブル等を行ってはいけません。
- (3) 本アプリの全部又は一部を複製、複写してはいけません。
- (4) 本アプリの全部又は一部を、有償、無償を問わず、第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含みます)若しくは利用許諾を行い、又はその他処分をしてはいけません。
- (5) 本アプリの使用に当たり、ドコモ又は第三者の知的財産権その他の権利又は利益を侵害してはいけません。

5.3 責任制限

ドコモと契約者との間の利用契約が終了した場合、端末利用者は、いかなる理由においても本アプリを使用することはできません。この場合、端末利用者は、自己の占有又は管理下にある全ての本アプリを速やかに破棄及び消去するものとします。

5.4 その他

- (1) 端末利用者は、本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関連する法令等(以下「輸出入関連法規」といいます)の適用を受ける場合には、当該輸出入関連法規を遵守するものとします。端末利用者は、本項の定め違反した行為により生じるいかなる問題についても、自身の費用と責任でこれを解決するものとします。
- (2) 端末利用者が本章の条項に違反したことによりドコモに損害が発生した場合は、端末利用者は、当該

損害の賠償をするものとします。

- (3) Apple のポリシーに準じて、あんしんマネージャーアプリで収集した個人を特定できるようなデータを、どのような理由でも第三者に共有いたしません。
- (4) あんしんマネージャーアプリはユーザーからデータを収集しません。
- (5) 本章の定めは、ドコモと契約者との間の利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第 6 章 免責事項

- (1) 本サービスの対象端末であっても、端末によっては本サービスで提供する機能の一部がご利用いただけない場合があります。
- (2) ドコモが端末利用者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害(弁護士費用、逸失利益等を除きます)に限られるものとし、かつ、その額は本サービスの 1 か月分の料金額(契約者が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金額とします)を上限とします。
- (3) 前項の定めは、ドコモの故意又は重過失に基づく損害の場合、適用しません。
- (4) ドコモが本同意事項を変更する場合は、所定の方法により、契約者から端末利用者に対し周知するものとします。なお、端末利用者は、ドコモが本同意事項を変更することに対し、ドコモ及び契約者に対して何らの異議も述べないものとします。

附則(制定)

本同意事項は平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

附則(令和 2 年 3 月 25 日)

この改定同意事項は、令和 2 年 3 月 25 日から実施します。

附則(令和 3 年 4 月 14 日)

この改定同意事項は、令和 3 年 4 月 14 日から実施します。

附則(令和 3 年 9 月 16 日)

この改定同意事項は、令和 3 年 9 月 16 日から実施します。

以上

(別紙 2)

位置情報の取得について

この端末の位置情報(端末に搭載される GPS 機能で取得した緯度・経度情報、基地局の情報及び端末において利用可能なその他の測位機能により取得される情報のことを指します。以下同じとします。)は、「あんしんマネージャー」の管理者の設定により、管理者に取得され、「あんしんマネージャー」サービスのシステムに送信される場合があります。位置情報は、「あんしんマネージャー」の管理者用画面において表示される地図上に表示されます。なお、端末の利用者は、端末の設定により位置情報の設定をオフにすることができます。但し、被管理端末が iOS デバイス又は Windows デバイスである場合には、端末の利用者が当該設定をオフに設定していても、位置情報が「あんしんマネージャー」の管理者に取得され、「あんしんマネージャー」サービスのシステムに送信される場合があります。